

日本小児神経学会関東地方会会則

第1章 名称・事務局

- 第1条 本会は日本小児神経学会関東地方会（The Japanese Society of Child Neurology in Kanto District）と称する。
- 第2条 本会は事務局を運営委員長が指定する施設に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は小児神経学及びその近接領域に関する研究の促進と知識の普及をはかり、併せて神経疾患をもつ児（者）の医療と福祉に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1) 学術集会および議事総会の開催
 - 2) 国内関係諸学会、研究会との協力活動
 - 3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本会の会員は次の 1), 2)いずれかに該当し、当該年度の会費納入を含め所定の手続きを完了した者とする。
- 1) 正会員；関東およびその近隣地区に在住もしくは勤務する日本小児神経学会員、ないし小児神経学に関心を有する者で本会の目的に賛同する者。
 - 2) 賛助会員；本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする者。
- 第6条 会員は学術集会に参加・研究発表を行い、各種事業に参加し、その報告を受ける。研究発表においては、演者は正会員でなければならない。議事総会における議決への参加資格は正会員に限られる。
- 第7条
- 1) 退会しようとする者はその旨、事務局に申し出なければならない。
 - 2) 特別の理由なく連続2年間会費未納の者は、自然退会とみなす。
- 第8条 名誉会員は、本会の主旨に関し特に功績のあった者で、運営委員の推薦により運営委員会および総会の承認を受けた者とする。名誉会員は会費が免除される。

第4章 役員とその任務

- 第9条 本会に次の役員をおく。

運営委員長 1名
常任運営委員 若干名
運営委員 正会員の1/15前後
監事 2名
学術集会会長 1名
学術集会次期会長 1名
学術集会次々期会長 1名
事務局長 1名

第10条 運営委員長，常任運営委員，運営委員，学術集会会長，事務局長は各々常任運営委員会及び運営委員会を組織し，本会の運営に関する事項，その他，重要事項を処理する。

第11条 学術集会会長，学術集会次期会長，学術集会次々期会長は常任運営委員会の推薦により選出され，運営委員会と総会の承認を得るものとする。学術集会会長は学術集会及び総会を主催する。

第12条 運営委員は正会員の中より運営委員の推薦により，運営委員会ならびに総会の承認を経て運営委員長が委嘱する。

第13条 運営委員長は運営委員の互選により定める。常任運営委員は運営委員の中より運営委員長が指名する。

第14条 監事 2名は正会員の中から常任運営委員会の推薦により選出され，運営委員会と総会の承認を経て運営委員長が委嘱する。監事は本会の会計および業務執行状況を監査し総会に報告する。

第15条 運営委員長は本会の事務を処理するため事務局に事務局長をおくことができる。

第16条 学術集会会長の任期は，前学術集会会長が主催する学術集会終了より，学術集会会長が主催する学術集会終了までとする。運営委員長，運営委員，監事，事務局長の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

第5章 会議

第17条 学術集会は毎年2回，総会は毎年1回開催する。総会は運営委員長がこれを招集し議長を務める。開催の期日，場所については会員に事前に通知するものとする。運営委員長は臨時総会を必要に応じて開催することができる。運営委員長は必要に応じて常任運営委員会及び運営委員会を招集し，その議長となり業務を処理する。常任運営委員会は適宜，運営委員会は毎年1回以上開催する。

第18条 総会は正会員の10分の1以上、常任運営委員会及び運営委員会はそれぞれ委員の2分の1以上の出席を必要とする。総会、運営委員会、常任運営委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は運営委員長の決するところによる。前もって通知された総会、運営委員会および常任運営委員会の議題についての委任状は出席者とみなす。

第6章 会計

第19条 本会の会計は会費、寄付金、ならびにその他の収入をもってこれにあてる。

第20条 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日とする。

第7章 会則変更

第21条 本会の会則は常任運営委員会で提案し、運営委員会、総会の承認によってこれを変更することができる。

附則

1. 正会員の年会費は、3000円とする。
2. 常任運営委員、運営委員の選出に当たっては、地区別分布、専門領域別を配慮する。
3. 本会則改正は令和4年3月12日より実施する。同日をもって平成19年3月3日施行の会則は廃止する。
4. 常任運営委員、運営委員、監事の定年は65歳とする。

付記

平成 9年9月27日	施行
平成19年3月 3日	変更
令和 4年3月12日	変更